

「認知症の人が安心して共生できる地域づくり推進事業」にかかる事業者からの質問・回答一覧

番号	質問項目	内容	回答
1	仕様書 6 業務内容 (1) 認知症サポーター養成講座について	1回あたりの対象人数及びトータル的人数規模について指定や制限はあるか。	→ 指定や制限、条件はありませんが、1回あたりの受講人数を約20名、トータル100名程度を想定しています。
2		講座の実施については最低5回とあるが、受講者数についての条件はあるか。(最低〇〇名など)	→ 「番号1」の回答を参照してください。
3		講座の受講スタイルについては対象となる企業・職域の業種が各々混在しない形が良い等指定はあるか。	→ 受講スタイルに特に指定はありません。 仕様書6(1)で定める「受講者の実際の業務における対応に活用できる内容」であれば、受講者の業種等が混在してもかまいません。 ただし、業種・職種により実際の業務における対応に活用できる内容には違いがあると思料されるため、この点を勘案し講座内容について提案してください。
4		講座の講師についての提案だが、これは県が「全国キャラバン・メイト連絡協議会」と調整を行うということで記載があるが、その意図を教えてください。	→ 県と協議会との調整とは、開催計画表・サポーターグッズ申込書・実施報告書の提出のことを指すため、講師選定とは関係ありません。 認知症サポーター養成講座の講師については、仕様書6(1)で定めるとおり、委託事業者から提案いただき県と協議の上決定することになります。
5		認知症サポーター養成講座の講師への謝金は必要か。	→ 講師への謝金の支払いは必要となります。 なお、金額については仕様書6(4)で示す「令和3年度キャラバン・メイト養成研修の留意事項等に関するお知らせ」も参考にしてください。
6		認知症サポーター養成講座の講師一人当たりの講座請負可能人数に制限はあるか。	→ 制限はありません。
7	仕様書 6 業務内容 (4) キャラバン・メイト養成研修について	100人規模の研修を1回実施という理解でよいか。	→ お見込みのとおり。
8		1回の研修で講師2～5名、ファシリテーター5名が必要という理解でよいか。 その内、4名までの謝金と旅費は全国キャラバン・メイト連絡協議会が負担とあるので、委託事業者は別途講師1名とファシリテーター5名分の謝金と旅費を見込んでおけばよいか。	→ お見込みのとおり。